

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
＜地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業＞
交付規程

令和5年5月30日
改正 令和6年6月27日
改正 令和7年3月21日

発行人 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業 事務局

(通則)

第1条 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金＜地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業＞（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日 観観振第26号）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「事務局」、「補助事業者」とは、次の各号の定めるところによる。

- 一 「事務局」とは、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業事務局をいう。
- 二 「補助事業者」とは、事務局が別に定める基準に基づき採択した補助事業を実施する者をいう。

(交付の目的)

第3条 補助金は、補助事業者が観光地再生に向けた観光拠点再生計画等に基づき実施される施設改修等の事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を助成するものであり、日本の観光需要回復及び観光立国復活のために必要である「観光地・観光産業の価値変革し、高付加価値で持続可能な観光地づくりの実現」を後押しする取り組みである。

(補助金の交付対象及び補助率)

第4条 本補助金の交付対象は、補助事業者が補助事業を行うために必要な経費のうち、事務局が補助金の交付対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。ただし、次の①から④に掲げるいずれにも該当しない者

であることを、交付申請時に宣誓することを必須とする。

- ① 法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 法人等の役員等（個人である場合はその者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助対象経費の区分及び補助率は、事務局が別に定めるとおりとする。

（補助事業の実施期間）

第5条 補助事業実施期間は、次の各号のいずれかによるものとする。補助事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定において通知する補助事業の完了期限までに補助事業を完了し、かつ、第17条の規定に基づく実績報告を行わなければならない。

- 一 令和5年度事業は、交付決定日若しくは事前着手届の受理日から令和6年2月29日までとし、原則令和6年3月1日を超えて令和6年度に持ち越すことはできない。
- 二 令和6年度事業は、交付決定日から令和6年12月31日までとする。ただし、第四回計画採択の場合は、交付決定日から令和7年1月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務局がやむを得ない事情があると認める場合に限り、事務局から指示を受けた期間までを補助事業実施期間とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事業完了期限までに事業完了に至らないことが判明した場合で、補助事業者からの第15条の規定に基づく事業廃止の申請が事務局から受理された場合に限り、前2項の規定に定める事業完了期限までに代金の支払いが完了し事務局の審査を経て認められた経費を、本補助金の補助対象経費として取り扱うことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、事務局が認めたものに限り、第9条の規定に基づく交付決定の前に実施済み又は実施中の経費についても、本補助金の補助対象経費として取り扱うものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、事務局が別に定める申請を行わなければならない。詳細については別途定める。

- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当

額)のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電磁的方法による申請等)

第7条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請について、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、適正化法第26条の3第1項の規定に基づき国土交通大臣が定めるものをいう。以下同様)により行うことができる。また、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第15条の規定に基づく事業廃止の申請、第16条の規定に基づく中間報告、第17条第1項の規定に基づく実績報告、第19条第2項の規定に基づく支払請求、第20条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第23条第5項の規定に基づく抵当権の承認申請、第24条第3項の規定に基づく処分の承認申請についても同様に、電磁的方法により行うことができるものとする。

(電磁的方法による通知等)

第8条 事務局は、前条の規定により行われた交付の申請等に対し、次条第1項の規定に基づく通知、第12条第1項の規定に基づく承認(不承認の場合も含む。以下同じ)、第15条の規定に基づく指示、第16条の規定に基づく要求、第18条第1項の規定に基づく通知、同条第2項に基づく返還命令、第20条第2項の規定に基づく返還命令、第22条第1項の規定に基づく取消し又は変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第23条第4項の規定に基づく納付命令(第24条第4項の規定により準用する場合を含む。)、第23条第5項の規定に基づく承認、及び第24条第3項の規定に基づく承認について、電磁的方法により行うことができる。

(交付決定の通知)

第9条 事務局は、第6条第1項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行い、補助金交付決定通知により補助事業者に通知するものとする。

2 第6条第1項の規定により申請されてから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 事務局は、第6条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 事務局は、第9条第1項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に事務局に申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第11条 第9条第1項の規定に基づく交付決定を受けた補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助事業に係る帳簿及び全ての証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、事務局、国土交通省、会計検査院等から求めがあった際は、いつでも閲覧に供することができるよう保管しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、事務局が別に定める方法により承認申請を行い、事務局の承認を受けなければならない。

一 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、能率的な補助金の目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助金の目的及び補助事業の能率に関係がない計画の細部の変更である場合

二 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更、又は条件を付すことができる。

(契約等)

第13条 補助事業者は、補助事業における売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、可能な範囲におき、見積もりを取得し、当該見積もりの中で、最低価格を提示した者を選定することとする。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、契約の相手方に対し、事務局が行う補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求める措置をとることとする。

3 補助事業者は、第1項の契約に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者ではなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

4 事務局は、補助事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置を講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必

要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は事務局及び国土交通大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

- 5 前4項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を国土交通大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 事務局が第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- 一 事務局は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- 三 事務局は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、事務局が支払の決定を行ったときに生ずるものとする。

- 4 第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部に関して 電子記録債権法（平成19年法律第102号）における電子記録債権を発生させ、同電子記録債権を譲渡担保とすることは、同法の電子債権記録機関として指定を受けた企業が提供する電子記録債権を利用する場合についてのみ認められることとし、同サービスを利用する場合には、補助事業者は、同サービスの利用申請その他所定の事由を事務局に申し入れ

て、利用方法・条件等を協議してあらかじめ合意しなければならない。

- 5 前項に基づき電子記録債権を利用する場合には、事務局が別に定める事項を発生記録に記録しなければならない。
- 6 第4項に基づき電子記録債権を利用する場合には、補助事業者は、提供企業が作成する同サービスの利用規約その他利用条件を遵守するとともに、利用に関する費用を負担するものとする。
- 7 第4項に基づき電子記録債権を発生させ、これを譲渡担保とするときは、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる原因債権についても譲渡担保としたものとみなす。この場合において、第1項本文の規定は適用しない。

(事業廃止)

第15条 補助事業者は、補助事業が事業完了期限内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、事業完了日以前に速やかに事業廃止申請を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(中間報告)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは事務局が別に定める期日までに中間報告を事務局に提出しなければならない。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、各年度の補助事業において、当該補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、事務局が定める期日までに事務局に実績報告をしなければならない。令和5年度の補助事業においては、事業完了日から10日以内（ただし遅くとも令和6年3月6日まで）に実績報告をしなければならない。令和6年度の補助事業においては、事業完了日から10日以内（ただし遅くとも令和7年1月10日まで。第四回計画申請においては令和7年2月10日まで。）に実績報告をしなければならない。

- 2 補助事業者が前項の実績報告を天災又はその他自己の責任によらないものに基因する災害等によりできない場合は、事務局は期限について猶予することができる。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第18条 事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第12条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 事務局は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第19条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、事務局が必要と認めた場合は概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書又は概算払請求書を事務局に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第20条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに事務局に報告しなければならない。
- 2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 第18条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(是正のための措置及び立入検査)

- 第21条 事務局は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。
- 2 事務局は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、補助事業者に対し、事務局の指定する者により補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。この場合において、補助事業者は協力するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第22条 事務局は、第12条第1項の補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して虚偽の申請、宣誓ないし報告を含む不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がな

くなった場合

五 補助事業者が、第4条ただし書きに定める宣誓に違反した場合

六 補助事業者が、本補助金を活用して取り組む事業に対する国（独立行政法人等を含む）が助成するほかの制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合

七 補助事業者が、第17条第1項に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合

2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第18条第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第23条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備えるものとし、次条で処分を承認された財産を除き、次条第2項に定める期間が終了するまで管理しなければならない。

3 補助事業者は、事業実施期間内に取得財産等があるときは、取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

4 事務局は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を事務局に納付させることがある。

5 補助事業者は、補助事業により改修する施設等財産に対して、事業着手前に抵当権等の担保権が設定されている場合は、第17条第1項に定める期日までに、事務局が別に定める方法により承認申請を行い、事務局の承認を受けるものとする。また、事業着手後に抵当権等の担保権を設定する場合は、設定前に承認申請書を事務局に提出し、事務局の承認を受けるものとする。なお、本事業により整備する施設等の財産に対して、事業着手後に根抵当権の設定を行うことは認められない。

（財産の処分の制限）

第24条 補助事業者等は、補助事業等により取得、又は効用の増加した財産（以下、取得財産等）を、事務局の承認を受けず補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。なお、取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜き）以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する

る省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、国土交通大臣が別に定める期間とする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。事務局は補助事業者に承認しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けるものとする。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（収益納付）

第25条 補助金適正化法及び同法施行令の規定により、事務局は、補助事業者が行う事業実施期間内に、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益あるいは何らかの理由で雑収入等が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

（情報管理及び秘密保持）

- 第26条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
 - 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（その他必要な事項）

第27条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

- 1 この交付規程は、令和5年5月30日以降から適用する。
- 2 この交付規程は、令和6年6月27日以降から改訂する。
- 3 この交付規程は、令和7年3月21日以降から改訂する。

別表

付録 1. 補助対象事業

採択された計画に基づき実施する事業のうち、補助対象となる事業の概要は以下のとおりです。

※ 補助対象事業の正確な内容については事務局が別途基準を定めることとし、伴走支援において、個別事業を実施する対象者に説明します。

補助対象事業	補助対象事業者	補助率	補助上限額
<p>① 宿泊施設の高付加価値化改修</p> <p>※ 本項目は、各登記1申請のみ申請することができます。</p> <p>※ 原則として、「改修」のみが対象となり、「新築」は対象外です。 また、「増築」についても、事務局が別途定める基準に該当するものを除き、対象外となります。</p> <p>※ 事務局が定める債務償還年数や事業性に係る基準に達したものであって、事業性の第三者精査（金融機関）を経た場合は補助率を 2/3 とします。具体的には伴走支援時にご相談ください。</p> <p>※ 原則、外観改修等の（宿泊客以外の）外部に裨益する内容を含むことを条件とします。</p> <p>※ 高付加価値化改修とは改修前後で比較して客室単価を一定割合以上増加させるなど、宿泊施設の収益力が向上する改修を指します。</p> <p>※ 補助事業終了後一定期間以内に給与支給総額を一定割合以上増加させるなど、従業員の待遇改善に関する目標を設定することを条件とします。 正当な理由なく目標を達成できなかった場合は、例えば氏名の公表等の対応をとる場合があります。</p> <p>※ 大規模施設に該当する施設では事業費 3,000 万円を超えることを目安とするほか、その他の規模の事業者についても規模に応じた相応の事業費があることを原則とし、計画参加事業者全体で大規模な改修が行われる事業について、優先的に採択することとなります。ただし、「地域一体となった観光地の再生・観光産業の再生・高付加価値化事業」による事業など、直近の改修実績についても勘案することとします。</p> <p>※ 外観改修等外部裨益のために必要な、建物改修に付随する外壁・庭等の改修も一定の範囲で補助対象となります。</p>	宿泊事業者等	1/2 (2/3)	10,000 万円
<p>② 観光施設の改修</p> <p>※ 本項目は、各登記1申請のみ申請することができます。</p> <p>※ 補助対象事業者が面的 DX 化にも参加する場合は補助上限を 2000 万円とします。（面的 DX 化に参加しない場合の補助上限は 1000 万円）</p> <p>※ 観光施設とは、宿泊事業者以外のものであって、観光客の利用を念頭に</p>	民間事業者等	1/2	最大 2,000 万円

<p>おいた施設等を指します。</p> <p>※補助事業終了後一定期間以内に給与支給総額を一定割合以上増加させるなど、従業員の待遇改善に関する目標を設定することを条件とします。正当な理由なく目標を達成できなかった場合は、例えば氏名の公表等の対応をとる場合があります。</p> <p>※ 特定の風俗営業事業者は対象外となります。</p>			
<p>③ 廃屋の撤去（跡地が観光目的の利用に供されるものに限る）</p> <p>※ 廃屋とは「建築物又はこれに附属する工作物であって、使用がなされていないことが常態であるもの（立木その他の土地に定着する物を含む。）」と事務局が認める建築物を指します。</p> <p>※ 補助対象経費は廃屋の撤去に係る工事費用のみであり、跡地の整備費は補助対象となりません。</p> <p>※ 跡地活用については補助の条件とし、交付申請段階で跡地活用計画（用途、時期）を提出いただくほか、跡地活用について事務局（観光庁）の求めに応じて報告していただくこととします。</p> <p>※ なお、撤去対象が宿泊施設である場合に限り、①宿泊施設の高付加価値化改修との併用（宿泊施設として陳腐化し、建替えを要するような施設に関する撤去及び再建）が認められます。</p>	民間事業者等	1/2	10,000 万円
<p>④ 公的施設の観光目的での利活用のための民間活力の導入</p> <p>※ 本項目は、各登記1申請のみ申請することができます。</p> <p>※ 公的施設とは、一般住民（不特定多数）の利用を念頭においたものであり、一般に学校・図書館・公民館・美術館・博物館・市民ホール等を指します。</p> <p>※ 観光目的とは、外部からの来訪者を念頭に置いた対象を指します。医療施設や老人福祉施設等、主に地域住民の福祉を目的とした利用は補助対象となりません。また、地域で実施される「宿泊施設の高付加価値化改修」等他事業と関連する事業である必要があります。</p> <p>※ 新たな民間活力の導入、既存民間委託契約等の条件変更のいずれかを行うことを前提とする改修のみ補助対象となります。</p>	自治体等	1/2	2,000 万円
<p>⑤ 実証実験</p> <p>※ 実証実験とは、地域計画において実施する施設改修等の効果を最大化する生産性向上を目指す取組等を指します。</p> <p>※ 総事業費が補助対象となります。ただし、収益が発生するものについては、収入が総事業費の1/2を超えた場合は収益納付の対象となります。</p> <p>※ 事業が交通法規に係る場合は、原則として運輸局への相談も要しますので、伴走支援時に事務局宛てにご相談ください。</p> <p>※ なお、実証実験の補助額の上限は、地域計画全体の総補助額の1割とします。</p>	自治体等	1/2	1,000 万円

<p>⑥ 面的 DX 化</p> <p>※ 申請に当たっては、代表となる申請主体を定めた上で申請してください。</p> <p>※ 原則、申請主体につき 1 申請のみ申請することができます。</p> <p>※ 面的 DX 化とは、地域における相当程度の数の宿泊施設、観光施設等の事業者による、観光地の面的再生に資する DX 化の取組を指します。</p> <p>※ 消費額の向上、観光地全体の生産性の向上等の面的 DX 化の効果が特に高い場合は補助上限を 5,000 万円とします。(左記に該当しない場合の補助上限は 2,000 万円)</p>	<p>地域における相当程度の数の民間事業者等</p>	<p>1/2</p>	<p>最大 5,000 万円</p>
--	----------------------------	------------	--------------------

※ 上記①～⑤について、補助対象事業の事業期間は令和 5 年度及び令和 6 年度の 2 カ年です。(繰越制度を適用できる場合には、令和 7 年度においても事業を継続することが可能です)

①～④については同一施設について、⑤については同一事業について、年度ごとに事業を行うことができます。

※ 面的 DX 化については、上記①～⑤の補助対象事業と併せて実施することが望ましいものとします。また、⑥の補助金の交付対象は代表となる申請主体を想定しています。

※ 事業ごとに条件がありますのでご注意ください。

2. 補助対象事業者

補助対象事業者は以下の法人等を想定しており、詳細は交付要領にて別途ご案内します。

- ・ 自治体、観光地域づくり法人（DMO 又はその候補として観光庁長官の登録を受けている法人）
- ・ 宿泊事業者※
- ・ 民間事業者（宿泊事業者を除く）
- ・ その他、地域における観光まちづくりに取り組む法人又は団体

※ 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた者とし、ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除きます。

なお、次の①から④に掲げるいずれにも該当しない者であることを、交付申請時に宣誓いただくことを必須とします。

- ① 法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 法人等の役員等（個人である場合はその者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- ③ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3. 想定される補助対象経費・補助対象外経費（一例）

補助対象経費は、以下を想定しています。

補助対象事業	補助対象経費例
① 宿泊施設の高付加価値化改修	建設工事費、設計費等
② 観光施設の改修	建設工事費、設計費等
③ 廃屋の撤去	建物撤去工事費、撤去に係る事前調査費
④ 公的施設の観光目的での利活用のための民間活力の導入	建設工事費、設計費等
⑤ 実証実験	地域計画に基づく改修と連動して実施する、宿泊施設の生産性向上のために実施するシステム開発、コンテンツ開発、これら事業の実施に伴い必要となる備品・消耗品費等
⑥ 面的 DX 化	システム等の導入・カスタマイズ費、機器等の導入・レンタル・リース費 等

なお、ここでいう「高付加価値化改修」とは、単なる老朽修繕・補修は対象とせず、改修後、各施設の収益力を向上させる改修を指します。改修にあたっては、客室単価の増加割合等、具体的な収益（見込み）の前後比較などの資料についても提出いただく予定です。

- ※ 物品購入費は原則補助対象外経費とします。ただし、施設にビルドイン若しくは固定された備品は補助対象経費とします。
- ※ 補助事業により取得又は効用の増した財産を事前の承認なく処分制限期間内に処分したことが発覚した場合は、交付決定を取り消し、交付された補助金の全額返還を命ずる可能性があります。

補助対象外経費は、以下を想定しています。

- ・ 法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費
- ・ 補助対象事業者の経常的な経費（補助事業推進にかかる人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ・ 同一事業の経費において、国（独立行政法人含む）より別途補助金が支給されている場合
- ・ 恒久的な施設の設置、用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ・ 営利のみを目的とした活動に関する経費

- ・ コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ・ 応募主体における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- ・ 導入費に含まれないシステム等の利用費（保守費・運用費・維持費・サブスクリプション等）
- ・ 事業期間外におけるシステム等の構築や開発・カスタマイズ費用
- ・ 事業期間外におけるシステム機器等のレンタル・リース費
- ・ 親睦会に係る経費
- ・ 振込手数料
- ・ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ・ その他事業と無関係と思われる経費